

公 告

建設工事等一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等について(随時申請)

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までにおいて、印西地区衛生組合の発注する建設工事、建設工事に係る製造の請負及び工事用材料の買入れ、測量、調査、設計等の業務委託並びに物品の製造、買入れ、役務の提供等（以下「建設工事等」という。）に関する契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び入札参加資格に係る審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期、方法等について次のとおり定めたので、施行令第167条の5第2項及び第167条の11第3項において準用する第167条の5第2項の規定により公告する。

令和6年2月29日

印西地区衛生組合 管理者 板倉 正直

第1 競争入札に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者で、かつ、資格審査を受け、印西地区衛生組合指名競争入札参加資格者登録簿（以下「資格者登録簿」という。）に登録されたものとする。

- 1 施行令第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- 2 施行令第167条の4第2項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされている者
- 3 建設業にあつては、次のいずれかに該当する者
 - (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていない者、当該許可は受けているが同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受けていない者又は当該許可及び当該経営事項審査は受けているが同法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者
 - (2) 次のいずれかの届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- 4 測量業にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていない者
- 5 建築設計業にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていない者
- 6 不動産鑑定業にあつては、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の規定による登録を受けていない者

- 7 その他法令等による許可等が必要な業務にあつては、当該許可等を有していない者
- 8 資格審査の申請に必要とされる書類を提出できない者
- 9 諸税を完納していない者
- 10 申請者及び申請者の役員等が暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有するもの。

第2 審査基準日

資格審査の基準日（以下「審査基準日」という。）は、資格審査の申請の日とする。

第3 資格審査の申請及び添付書類

資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（第1号様式）（以下「資格審査申請書」という。）に、資格審査に係る次の表の申請業種区分欄に掲げる業種の区分に応じ、それぞれ同表の添付書類欄に掲げる書類を添付して、申請しなければならない。

添付書類	申請業種区分			
	建設業	測量・建設 コンサルタント業等	物品納 入業等	委託業
登記事項証明書又は身分証明書の写し※1 ※16	○	○	○	○
印鑑証明書（原本）※2 ※16	○	○	○	○
使用印鑑届兼委任状（第2号様式） （委任事項がある場合は原本2部）※3	○	○	○	○
承諾書（第3号様式）	○	○	○	○
関連業者届出書（第4号様式）	○	○	○	○
営業所一覧表（第5号様式）	○	○	○	○
納税証明書の写し※4 ※16	○	○	○	○
財務諸表の写し※5		○	○	○
I S Oの要求事項の適合に係る登録証（以下 「I S O登録証」という。）の写し※6	○	○	○	○
障害者雇用状況報告書の写し※7	○	○	○	○
許可（登録）証明書※8	○	○	○	○
経営事項記入カード（第7号様式）	○	○	○	○
経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 の写し※9	○			
工事経歴書（第8号様式）※10	○			
技術職員名簿の写し※11	○			
建設業労働災害防止協会加入証明書の写し※12	○			
建設業退職金共済組合加入証明書の写し※12	○			

経営規模等総括表（第9号様式）		○		
測量等実績調書（第10号様式）※13		○		
技術者経歴書（第11号様式）※13		○		○
実績調書（第12号様式）			○	○
取扱メーカー一覧表（第13号様式）			○	
代理店(特約店)証明書の写し※14			○	
適格請求書発行事業者の登録通知書※15	○	○	○	○

備考

- ※1 「登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）」は、法人又は支配人登記をしている個人の場合に添付するものとし、それ以外の個人にあっては「身分証明書」を添付するものとする。
- ※2 「印鑑証明書」は、法人にあっては法務局が発行する印鑑の証明書、個人にあっては本人の住所地の市区町村長が発行する印鑑登録証明書とする。
- ※3 「使用印鑑届兼委任状」は、登録していない印鑑（法人にあっては、登記していない印鑑）を印西地区衛生組合との契約等において専ら使用する場合及び代理人に期間を定め入札等の権限を委任する場合に添付するものとする。
- ※4 「納税証明書の写し」は、審査基準日直前の確定申告を終えた決算2か年の営業年度における法人税又は所得税の納付済証明書の写し並びに消費税及び地方消費税の納税証明書の写しとする。これに併せ、千葉県内に本店又は営業所等を有する者は、千葉県税の完納証明書の写しを添付し、印西地区衛生組合の関係市町である印西市、栄町に本店又は営業所等を有する者は、法人市町民税又は個人市町民税の納税証明書の写しを添付するものとする。なお「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」に基づく猶予制度（特例猶予）の適用を受けた者は、この適用を受けていることが確認できる書類を提出するものとする。
- ※5 「財務諸表の写し」は、審査基準日直前の確定申告を終えた決算2か年（物品納入業等及び委託業にあっては、1か年）の営業年度のものであって、法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（会社法（平成17年法律第86号）の施行前にあっては、利益処分計算書）とし、個人にあっては貸借対照表及び損益計算書とする。
- ※6 「ISO登録証の写し」は、ISO9001又はISO14001の認証を取得している場合に当該認証に係る登録証の写しを添付するものとする。
- ※7 「障害者雇用状況報告書の写し」は、障害者法定雇用率を達成している者のみ添付するものとする。
- ※8 「許可（登録）証明書の写し」は、測量法又は建築士法に基づく登録を受けている者及び建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）又は補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）に基づく登録を受けている者が添付するものとする。ただし、当該登録を受けている者であることが証明できる他の書

類の写しをもってこれに代えることができる。

- ※9 「経営規模等評価結果通知書の写し」は、審査基準日の直前に受けた経営規模等評価（建設業法第27条の26第1項に規定する経営規模等評価をいう。以下同じ。）の結果に係る通知書の写しとする。ただし、当該経営規模等評価の結果の通知がされていない場合は、当該経営規模等評価に係る申請書（当該申請書の別紙を含む。）の申請者控で都道府県の受理印のあるものの写し及び建設業法第27条の24第1項に規定する経営状況分析の結果に係る通知書の写しをもってこれに代えることができる。この場合においては、経営規模等評価の結果に係る通知書の交付を受けた後、速やかにこれを提出しなければならない。
- ※10 「工事経歴書」は、審査基準日直前の確定申告を終えた決算2か年の営業年度のものとし、経営規模等評価に係る申請書に添付した工事経歴書を含むものとする。
- ※11 「技術職員名簿の写し」は、経営規模等評価に係る申請書の提出に当たり添付し、又は提示した技術職員名簿の写しとする。
- ※12 「建設業労働災害防止協会加入証明書の写し」及び「建設業退職金共済組合加入証明書の写し」は、それらに加入している場合に添付するものとする。ただし、それらに加入していることが確認できる他の書類の写しをもってこれらに代えることができる。
- ※13 建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程及び補償コンサルタント登録規程に基づく登録を受けている者がこれらの告示に基づく現況報告書の写しを添付して申請する場合は、「測量等実績調書」及び「技術者経歴書」の添付を省略することができる。
- ※14 「代理店(特約店)証明書の写し」は、代理店契約又は特約店契約のある者のみ証明書を添付するものとする。
- ※15 「適格請求書発行事業者の登録通知書」は、適格請求書等保存方式（インボイス制度）に登録している場合のみ添付するものとする。
- ※16 この表に掲げる添付書類のうち、官公署が発行する証明書類の写しについては、審査基準日前3か月以内に発行されたもの又はその写しとする。

第4 資格審査の申請の時期等

1 資格審査申請書の提出方式、受付期間及び提出先は、次のとおりとする。

(1) 提出方式 郵送（宅配便可）又は持参による提出とし、返信されるべき宛名を記載し、かつ、返信に要する額の郵便切手を貼り付けた返信用封筒を添付すること。

(2) 受付期間

令和6年4月1日から令和9年2月26日到着分までとする。

なお、持参の場合の受付時間は、印西地区衛生組合の休日を定める条例(平成元年印西地区衛生組合条例第6号)第1条に規定する組合の休日（以下「組合の休日」という。）を除く日の午前8時30分から午後4時30分までとする。

(3) 提出先

郵便番号 270-1512

千葉県印旛郡栄町須賀1997番地27

印西地区衛生組合 庶務係

- 2 管理者が建設工事等の施工上特に必要があると認めた者は、1の定めにかかわらず、資格審査の申請をすることができる。

第5 資格審査の方法及び等級区分

- 1 資格審査は、提出された資格審査申請書及びその添付書類に基づき、入札参加者としての適格性について次に掲げる項目ごとに行うものとする。

- (1) 金銭的信用
(2) 契約履行に関する誠実性

- 2 建設工事の契約に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査については、1に定めるもののほか、施工能力について次に掲げる項目ごとに行うものとする。この場合において、(1)の客観的事項については、建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査の結果に基づき行うものとする。

- (1) 客観的事項（建設業法第27条の23第3項の規定により国土交通大臣が定める経営事項審査の項目）
(2) 主観的事項
ア 工事成績
イ 労働福祉の状況
ウ ISOの認証取得状況
エ 障害者の雇用状況
オ その他管理者が必要と定める審査の項目

- 3 管理者は、1及び2の定めにより審査した結果に基づき、次に掲げる建設工事等の種類ごとに、原則としてそれぞれに定める表の発注金額の欄に掲げる発注金額の区分に応じ、それぞれ同表の等級の欄に掲げる等級に区分するものとする。

(1) 土木一式工事

発注金額	等級
5千万円以上	A
2千万円以上 5千万円未満	B
2千万円未満	C

(2) 建築一式工事

発注金額	等級
7千万円以上	A
3千万円以上 7千万円未満	B
3千万円未満	C

(3) 管及び電気工事

発注金額	等級
3千万円以上	A
1千万円以上 3千万円未満	B
1千万円未満	C

(4) 造園工事

発注金額	等級
1千万円以上	A

5 百万円以上 1 千万円未満	B
5 百万円未満	C

(5) その他の建設工事

発 注 金 額	等 級
5 百万円以上	A
百万円以上 5 百万円未満	B
百万円未満	C

第 6 資格者登録簿への登録等

- 1 管理者は、第 5 に定める資格審査の結果、入札参加資格があると認めるときは、当該結果に基づき資格者登録簿に登録するものとし、その有効期間は、資格者登録簿登録日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。
- 2 登録は、申請書類を受け付けた日の属する月の翌月の初日に行う。ただし、その日が組合の休日であった場合には、その日後においてその日に最も近い組合の休日でない日に行うものとする。

第 7 資格審査の結果の通知

資格審査の結果については、入札参加資格があると認められない者に対してはその旨を通知するものとし、入札参加資格があると認める者に対してはその者が登録された資格者登録簿を閲覧に供し公表することにより入札参加資格があると認める旨の通知に代えるものとする。

第 8 建設工事の事業協同組合等の特例

事業協同組合等（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 4 1 年法律第 9 7 号）第 2 条第 1 項第 4 号に規定する組合をいう。以下同じ。）の特例

- 1 事業協同組合等に係る資格審査の申請は、第 3 に定める書類のほか次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 事業協同組合役員・組合員名簿（第 6 号様式）

(2) 適格組合にあっては、これを証する書類

- 2 建設業者に係る適格組合（協業組合を除く。）が組合員のうち任意に選択した 1 0 以内の組合員（以下「選択組合員」という。）に係る第 3 に定める書類を提出した場合にあっては、当該適格組合の施工能力に関する審査は、第 5 の 2 の定めにかかわらず、工事種類別年間平均工事高、自己資本額、職員数及び技術職員数については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の合計値により、その他の項目については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の平均値により行うものとする。

第 9 共同企業体等の特例

特定の建設工事の施工を目的として結成される共同企業体及び中小事業者が継続的な協業関係の確保を目的として結成する協同企業体に係る資格審査及びその申請方法等については、別に管理者が定めるところによる。

第 10 変更等の届出

資格審査の申請をした者は、入札参加資格に係る営業を廃止し、若しくは休止し、又は次の表の左欄に掲げる事項について変更を生じたときは、直ちに、競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（別記第①号様式）に営業の廃止若しくは休止の事実を証する書類又はそれぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付して、提出しなければならない。

1 許可番号	許可証明書若しくは許可通知書又はそれらの写し
2 登録の状況	登録証明書又はその写し
3 商号又は名称	登記事項証明書若しくは身分証明書又はそれらの写し及び資格審査の申請の際に使用印鑑届兼委任状を提出している者にあつては使用印鑑届兼委任状（原本 2 部）
4 主たる営業所の名称又は所在地	登記事項であれば登記事項証明書又はその写し及び資格審査の申請の際に使用印鑑届兼委任状を提出している者にあつては使用印鑑届兼委任状（原本 2 部）
5 指名通知の送達先である事務所の名称若しくは所在地、電話番号（本社及び営業所等）又は郵便番号又は所在地	同上
6 法人の代表者	登記事項証明書又はその写し及び資格審査の申請の際に使用印鑑届兼委任状を提出している者にあつては使用印鑑届兼委任状（原本 2 部）
7 登録してある印鑑（法人にあつては、登記印鑑）	印鑑証明書（原本）及び資格審査の申請の際に使用印鑑届兼委任状を提出している者にあつては使用印鑑届兼委任状（原本 2 部）
8 代理人	使用印鑑届兼委任状（原本 2 部）
9 使用印鑑	使用印鑑届兼委任状（原本） （委任事項がある場合は原本 2 部）

第 11 入札参加資格の承継

- 1 資格者登録簿に登録された者（以下「入札参加資格者」という。）からその営業に係る一切を承継した者又は入札参加資格者の死亡によりその営業に係る一切を相続した者であつて、競争入札に参加しようとするもの（以下「承継人」という。）は、競争入札参加資格承継審査申請書（別記第②号様式）に次に掲げる書類を添付して、申

請しなければならない。

- (1) その営業に係る一切を承継したことを証する書類
 - (2) 承継人の当該営業に係る許可証明書又は登録証明書の写し
- 2 1の定めによる申請があったときは、当該申請の内容について審査し、適当と認められるときは、資格者登録簿に登録するものとする。

第12 入札参加資格の取消し

- 1 入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、当該入札参加資格者の入札参加資格を取り消すものとする。
 - (1) 第1の1から10までのいずれかに該当することとなったとき。
 - (2) 資格審査申請書又はその添付書類に故意に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
 - (3) 入札参加資格に係る営業を廃止し、又は長期間にわたり休止したとき。
 - (4) 金銭的信用を著しく欠くと認められることとなったとき。
- 2 第10の定めによる届出をする必要がある入札参加資格者がこれをしないときは、管理者は、当該入札参加資格者の入札参加資格を取り消すことができるものとする。
- 3 1及び2の定めにより入札参加資格を取り消したときは、管理者は、その旨を入札参加資格者に理由を付して通知するとともに、当該入札参加資格者を資格者登録簿から抹消するものとする。

第13 入札参加資格の停止

- 1 管理者は、入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、それぞれに定める期間当該入札参加資格者の入札参加資格を停止するものとする。
 - (1) 振出、裏書若しくは保証に係る手形又は小切手が不渡りとなった場合 当該不渡りとなった日から6か月が経過する日までの期間
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした場合 当該申立てをした日から同法の規定による裁判所の更生手続開始の決定がされる日までの期間
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした場合 当該申立てをした日から同法の規定による裁判所の再生手続開始の決定がされる日までの期間
- 2 1の定めにより入札参加資格を停止したときは、管理者は、その旨を入札参加資格者に理由を付して通知するものとする。
- 3 1に定めるもののほか、管理者は、別に定める基準により指名停止の措置を講じることがある。この場合においては、当該基準に定めるところにより入札参加資格者にその旨等を通知するものとする。

第14 申請情報の取扱

- 1 申請者又は入札参加資格者に関する情報については、印西地区衛生組合暴力団排除条例（平成29年条例第1号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者を印西地区衛生組合の事務等から排除する措置を講ずるために、千葉県警察本部へ提供し、又は照会等に使用することがあるほか、

必要な書類の提出を求めることがある。

- 2 千葉県警察本部からの情報提供により、申請者又は入札参加資格者が印西地区衛生組合契約に係る暴力団対策措置要綱（平成29年訓令第3号）に規定する措置要件に該当すると認めるときは、排除措置を講ずる。

第15 競争入札参加資格審査申請書等の様式

資格審査申請書及びその添付書類の様式については、別に定める入札参加資格審査申請要領で定める。

第16 この公告に関する問合せ先

印西地区衛生組合 庶務係

〒270-1512 千葉県印旛郡栄町須賀1997番地27

TEL 0476-95-0252 FAX 0476-95-7968

ホームページアドレス <http://www.inzai-ns.jp>

別 記

第①号様式（第10）

区 分	工 事	測量・コン サルタント	物 品 委 託
--------	--------	----------------	------------

競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届

年 月 日

印西地区衛生組合
管理者 様

主たる営業所
の所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

先に提出した令和6年度から令和8年度までの競争入札参加資格審査申請書の記載事項に下記のとおり変更がありましたので、関係書類を添えてお届けします。

記

事 項	変 更 後	変 更 前	変 更 年 月 日

競争入札参加資格承継審査申請書

年 月 日

印西地区衛生組合
管理者 様

主たる営業所
の所在地
商号又は名称
代表者職氏名 印

このたび、下記のとおり営業の一切を承継し競争入札に参加したいので、入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及びその添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 被承継人の住所及び氏名
- 2 被承継人の許可（登録）番号
- 3 承継した営業の種類
- 4 承継年月日
- 5 承継の理由
- 6 指名通知等の送達を受ける事務所の名称、所在地及び電話番号